議案第64号

大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 大田原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第17号) の一部を次のように改正する。

第1条中「485,000円」を「500,000円」に、「395,000円」を「435,000円」に、「360,000円」を「406,000円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出される大田原市議会議員の任期が始まる日から適用する。

(経過措置)

2 前項に規定する一般選挙により選出される大田原市議会議員の任期が始まる日の前日までの間における議員報酬については、なお従前の例による。